

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、〇会社に採用され、営業職員として顧客の生命保険の切り替えや請求、更新、新規加入、死亡時の保険請求などの保険業務を行っていた。

なお、請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、同社において営業職員として勤務していた経歴がある。

入社後、平成〇年〇月頃から不眠になり、同年〇月頃、手の指先の皮がぼろぼろにむける。また、同年〇月頃、両腕に湿疹ができてかゆい等の症状があらわれた。同年〇月〇日には、右眼の血管が切れ、みみずばれみたいになり、内出血し治療した。同年〇月〇日には、左腕のしびれと電気が走るのを感じ、同年〇月〇日に〇病院を受診したところ、「抑うつ神経症」と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

私が精神障害を発症したのは、営業部長のイヤミ、暴言、パワハラによるものである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F45 身体表現性障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷

請求人が述べた、平成〇年〇月から同年〇月頃にかけて、営業部長から暴言を受けたとする4つの出来事（①サンバイザーを馬鹿にされたこと。②契約件数が「0件、1件ばかりやな」とイヤミを言われたこと。③病名がうつ病だったお客さんの申し込みについて「なんで、こんなのとってきたのか」等言われたこと。④海外渡航予定のお客さんについて、「どうしてそういう申込書を取ってきたのか、どうして書いてもらう前に部長に相談しなかったのか。」等言われたこと。）以外には、判断指針の「職場における心理的負荷評価表」に該当する出来事は認められなかった。上記4つの出来事について、「ひどいいじめ」には至らず、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。その心理的負荷の強度は修正を加えても「Ⅲ」には至らなかった。また、出来事に伴う変化等を検討する視点から、恒常的な長時間労働も認められず、仕事の質・量の変化も過大であるとは認められず、相当程度過重にも該当しなかった。

したがって、請求人の業務による心理的負荷の強度の総合評価は、「強」には至らない。

(3) 業務以外の要因

業務以外の心理的負荷については、特段認められない。個体側要因についても、社会生活において特に問題となるような不適応状況は認められない。

なお、請求人の診療歴を確認したところ、平成〇年〇月に1日のみ診療内科を受診し、「適応障害」と診断され、主訴及び自覚症として、「不眠、イライラ感、身体疼痛、執着等」を訴えている。また、かつて入院した時に、看護師の対応に伴う同様の身体反応がみられている。これらの既往から精神部会は「請求人にはストレス処理能力に弱い部分を持ちあわせていたことが考えられる。」

「手の指先がぼろぼろにむけたり、右眼の内出血、左腕のしびれ等身体化障害を引き起しやすい素因が個体側要因としてあったものと思われる。」と意見している。

(4) 以上より、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とはいえず、精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷とは認められない。したがって、本件は、業務に起因する精神障害と認めることは妥当ではないものと判断する。

4 審査官の判断

部長は請求人に「直接怒ったことはなく、」「Aリーダーを通して話していた」としているが、同僚等の聴取から、多少なりとも直接の言動のやり取りがあったものと認められる。

請求人が、部長からの暴言、パワハラを受けたとする出来事で、「サンバイザー」の件については、部長を「なんと失礼で下品な人だろう」と思った。「0件、1件ばかりやな」と言われた件については、「イヤミを言われ、啞然とするだけだった。」と述べているが、請求人が部長に言っていることからすると、この件については、そう気に留めるような出来事であったとは思われない。

また、「うつ病のお客の保険加入」及び「保険の更新のお客」に対する手続きについて、営業部長は、「どうして、そういう申込書を取ってきたのか、どうして書いてもらう前に、部長に相談しなかったのか」などと暴言をしたと主張するが、請求人も、部長に対して強く反論しており、そのことに対して、部長の言動が多少きびしく、大声になったことが推測されるが、業務指導の範囲を逸脱し、請求人の人格や人間性を否定するような言動があったとは認められない

○次長は、「請求人から本部コンプライアンス統括部に、部長への不満、暴言、ストレスの電話照会があり、調査の結果、営業部長からのパワハラや理不尽な暴言はなかったという結論に至り、本部に報告しました。」と述べている。

一方、請求人の会社での動向について、同僚は、「部長が開催する朝礼中に、部長を無視して立ち上がったたり、立って内勤をしたり、機械で提案書を作ったり、チームを乱すことが目につくようになった。また、請求人は、申込書をもってきたときも、自分の思っていることと会社の決まりごとが違っていた、せっかく申込書を取ってきたのに営業部長がケチをつけているとみて、怒っていたのを何回か目にした。『はい。』と言えどもめ事は起こらないのに、売り言葉に買い言葉で言い方がきつくちゃんとした言葉もなかったの、営業部長もカチンときたのではないかと思う。」と述べている。

部長も、「請求人は仕事については、それなりに頑張っていたが、朝礼を頻繁に抜けることがあったので、Aリーダーを通じて、ちゃんと朝礼は聞くように、またお客さんとアポを取るにしても10時以降にするように、と私は注意をしていた。」と述べている。

請求人の既往歴についてみるに平成〇年〇月に〇クリニックに受診している。一日だけの受診ではあるが、主治医の意見書において、主訴及び自覚症については「不眠、イライラ感、身体疼痛、執着等」を訴えており、疾患名は「適応障害」となっている。

また、約〇年程前の出来事ではあるが、かつて整形外科に入院した時、看護師の対応に伴う同様の身体反応がみられた既往から、請求人には、ストレス処理能力に弱い部分を持ち合わせていたことが考えられる。

精神部会の意見書によると、「①請求人は、その症状、経過から、平成〇年〇月〇日頃から「F45 身体表現性障害」を発病したものと認められる。②業務による心理的負荷となる出来事としては、「上司とのトラブル」等が出来事として認められるが、その心理的負荷の強度の総合評価は「強」とまでは至らないものと判断する。③業務以外の心理的負荷については、特段認められない。④个体側要因については、社会生活において特に問題となるような不適応状況は認められないが、身体化障害を引き起こしやすい素因が个体側要因としてあったものと判断される。⑤以上、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とはいえず、精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷とは認められない」としており、当審査官も妥当と認める。

以上より、本件請求人の疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。